

被災された(半壊以上)住民の皆さまへ

# 戸沢村生活家電製品購入支援事業のお知らせ

令和6年7月25日からの大雨で被災し、生活家電製品を失った村民に対し、新たな生活家電製品の購入を支援することを目的とし、事業実施主体が行う戸沢村生活家電製品購入支援事業について当村が補助金を交付する場合において予算の範囲内で補助金を交付する、

「戸沢村生活家電製品購入支援事業」を実施いたします。

詳しくは、役場危機管理室（32-0125）へお問い合わせください。

- 対象者：・戸沢村に住所を有する令和6年7月25日からの大雨で被災し、住家被害が「半壊以上」となる罹災証明書の交付を受けた方  
・上記以外にあって、村長が特に認めた方

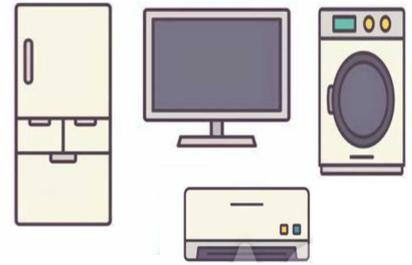
○対象経費・補助額：補助金の交付の対象となる経費は、次の表に掲げる事業に要する

1. 下記の対象家電製品の購入に係る実支出額または補助上限額のどちらか低い額
2. 申請は1世帯につき1回のみ

品目	補助上限額
エアコン	10万円

対象家電製品②

品目	補助上限額	※品目ごとの補助金の上限額
洗濯機	18万円	(6万円)
冷蔵庫		(6万円)
テレビ		(6万円)



※消費税、送料、設置料を含む

※購入対象の電気店等については、被災した日から8月31日までに量販店から購入したのも対象とするが、9月1日以降からの購入は「県内に本店を有し県内で事業を営む法人、又は県内に住所を有し県内で主たる業務を営む個人事業主を原則とする。

○手続き：役場危機管理室（3階）備え付けの交付申請書に下記の書類を添付して提出

- ・生活家電の被災状況が確認できる写真（データ可）
- ・購入予定の製品カタログ（写真可）
- ・見積書及び請求書（発行されていれば）
- ・購入済の方は「領収書」「レシート」の写し
- ・罹災証明書の写し

※申請の際は、印鑑、振込を希望する通帳をご持参ください